

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付規程

平成30年4月2日 廃3R研第040206号
公益財団法人廃棄物・3R研究財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環産産発第1604017号、環産企発第1604017号)、低炭素型廃棄物処理支援事業 実施要領(平成28年4月1日付け環産産発第1604018号、環産企発第1604018号)の規定(以下「法令等」という)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の3に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表

- 者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。なお、本事業の実施要領第2（ii）及び（v）の事業の補助金の交付を受けた場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への申請を行うことは出来ない。
 - 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

- 第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、実施要領第2（ii）の事業においては、高効率化を図ることにより追加的に生じる設備整備費に係る工事費及び事務費（別表第2に定める事務費の算出方法により求められた額）の合計額が算出された交付額に達しない場合は、その合計額を交付額とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書（実施要領第2（iv）に規定する廃棄物の収集運搬車（以下「補助対象車両」という。）の低燃費化事業の場合にあっては、様式第17による交付申請書兼完了実績報告書）を財団に提出しなければならない。
- 2 申請者は、補助対象車両について抵当権を設定しようとする場合は、交付申請書

兼完了実績報告書を提出する際に、様式第19及び第19の2により財団の承認を得なければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

ただし、第5条第1項の規定による交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合にあつては、当該申請書及び報告書の内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第18による交付決定通知書兼交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による交付申請書、交付申請書兼完了実績報告書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定又は交付の決定兼交付額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
- ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る

金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に低炭素型廃棄物処理支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定（第5条第1項の規定により交付申請書兼完了実績報告書を提出した場合にあっては、交付決定及び交付額の確定）の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 財団は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者（第5条第1項の規定により交付申請書兼完了実績報告書を提出し、交付決定通知書兼交付額確定通知書を受けた補助事業者を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後（第5条の規定により交付申請書兼完了実績報告書を提出した場合にあっては第7条第1項ただし書きの交付額の確定の後）に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 財団は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及び別表第4の第2欄に掲げる期間において、第3欄に掲げる報告頻度により二酸化炭素削減効果等について、第4欄に掲げる様式による事業報告書を第5欄に

掲げる期限までに大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月 日から施行する。

別表第1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
①事業計画策定支援 廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業（実施要領第2（i）に定める事業）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金・共済費・社会保険料、旅費、需用費・印刷製本費、役務費・通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2の業務費に定めるものとする。）	財団が必要と認めた額	3分の2
②低炭素型設備等導入支援 a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置を行う事業（実施要領第2（ii）に定める事業） b 廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等）の設備設置を行う事業（実施要領第2（ii）に定める事業） c 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業（実施要領第2（v）に定める事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるもの（設備費及び業務費を除く）とする。）	財団が必要と認めた額	3分の1

③廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業（実施要領第2（iii）に定める事業）	事業を行うために必要な設備費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2の設備費に定めるものとする。）	財団が必要と認めた額	3分の1
④廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業（実施要領第2（iv）に定める事業）	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック ^{注1} の導入事業を行うために必要な経費で財団が承認した経費。	財団が必要と認めた額	3分の1

（注1）「先進環境対応ディーゼルトラック」とは、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量3.5トン超の自動車であって次のア又はイのいずれかに該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

ア 次のすべてに該当するもの

（ア）貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること

（イ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること

（ウ）窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

イ 次のすべてに該当するもの

（ア）平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること

（イ）平成21年排出ガス基準に適合すること

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
		付帯工事費	
		測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
		設備費	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		
業務費	業務費	賃金	<p>事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。</p>
		共済費・社会保険料	<p>事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。</p>
		旅費	<p>事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p>
		需用費・印刷製本費	<p>事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。</p>
		役務費・通信運搬	<p>事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等を</p>

事務費	事務費	<p>費</p> <p>委託料</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>消耗品費</p>	<p>いう。</p> <p>事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

1 事業区分	2 報告期間	3 報告頻度	4 報告様式	5 提出期限
① 事業計画策定支援 (実施要領第2(i)に定める 事業)	3年間	毎年	様式第16	翌年度の4月30日
② 低炭素型設備等導入支援 a, b, c の事業 (実施要領第2(ii)及び(v) に定める事業)	7年間	毎月 ^{※注}	様式第16	翌月末日
③ の事業 (実施要領第2(iii)に定める 事業)	5年間	毎年	様式第16	翌年度の4月30日
④ の事業 (実施要領第2(iv)に定める 事業)	3年間	毎年	様式第16	翌年度の4月30日

注：事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 補助対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、次に掲げる事業とする。

- ① 事業計画策定支援
廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業
（実施要領第2（i）に定める事業）
- ② 低炭素型廃棄物処理支援事業
 - ②-a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置を行う事業（以下「廃棄物高効率熱回収事業」という。）
（実施要領第2（ii）に定める事業）
 - ②-b 廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等）の設備設置を行う事業（以下「廃棄物燃料製造事業」という。）
（実施要領第2（ii）に定める事業）
 - ②-c 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業（以下「廃棄物バイオガス熱回収事業」という。）
（実施要領第2（v）に定める事業）
- ③ 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業
（実施要領第2（iii）に定める事業）
- ④ 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業
（実施要領第2（iv）に定める事業）

2. 補助対象事業の要件

① 事業計画策定支援事業

廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業（実施要領第2（i）に定める事業）

策定する事業計画は、以下に示す要件を全て満足する必要がある。

1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。

対象設備	対象の条件
[ア]廃棄物高効率熱回収	熱回収率が以下の表の値以上（施設規模により異なる） 100 トン／日以下： 12%以上 100 トン／日超： 14%以上 150 トン／日超： 15.5%以上 200 トン／日超： 17%以上 300 トン／日超： 18.5%以上 450 トン／日超： 20%以上 600 トン／日超： 21%以上 800 トン／日超： 22%以上 1,000 トン／日超： 23%以上 1,400 トン／日超： 24%以上 1,800 トン／日超： 25%以上 RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。

[イ]廃棄物燃料製造	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 R P F 化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>
[ウ]廃棄物バイオガス熱回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス発生量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 ・熱回収率： 10%以上

- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業計画であること。
- 3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、製造した燃料においては確実に利用されることが担保されていること。また、電気若しくは熱においては合理的な利用先の検討がなされ、地域の活性化等が図れること。
- 4) 廃棄物の処理施設の安全かつ安定的な稼働が確保されること。
- 5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業計画であること。
- 6) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 7) 事業者の取組として先進的であること。
- 8) 交付の対象となる事業計画の範囲

廃棄物処理に伴う廃熱を電気または熱として有効利用する施設、廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・R P F 化等）、若しくは廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業の新設、増設又は改造に係る設備設置事業とする。

基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る設計は、原則として、補助対象となる範囲に含まない。ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

② 低炭素型廃棄物処理支援事業

a 廃棄物処理高効率熱回収事業、b 廃棄物燃料製造、及び c 廃棄物バイオガス熱回収事業の設備設置事業

(実施要領第2 (ii)、(v)に定める事業)

1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること(湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。)

対象設備	対象の条件
[ア]廃棄物高効率熱回収	<p>熱回収率が以下の表の値以上 (施設規模により異なる)</p> <p>100 トン/日以下： 12%以上</p> <p>100 トン/日超： 14%以上</p> <p>150 トン/日超： 15.5%以上</p> <p>200 トン/日超： 17%以上</p> <p>300 トン/日超： 18.5%以上</p> <p>450 トン/日超： 20%以上</p> <p>600 トン/日超： 21%以上</p> <p>800 トン/日超： 22%以上</p> <p>1,000 トン/日超： 23%以上</p> <p>1,400 トン/日超： 24%以上</p> <p>1,800 トン/日超： 25%以上</p> <p>RDF 発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。</p>

<p>[イ]廃棄物燃料製造</p>	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 R P F 化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>
<p>[ウ]廃棄物バイオガス熱回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス発生量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 ・熱回収率： 10%以上

- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を取得できること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- 4) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱の利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。
- 5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- 6) 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- 7) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
 - ア) 情報公開等を行うに当たっては、16) に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を翌年度の4月末日までに財団に報告しなければならないこと。（稼働前）
 - イ) 交付規程に規定する財産処分を制限する期間中は毎年度、16) に掲げる範囲を中心

に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた翌年度の4月末日までに環境大臣に報告しなければならないこと。

(稼働後)

- 8) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 9) 事業者の取組として先進的であること。
- 10) 1) の表の左欄の[ア]、[ウ]の対象設備においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事または政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。
- 11) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- 12) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- 13) 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。
- 14) 交付の対象となる事業の範囲
施設の新設、増設又は改造に係る事業とする。
- 15) 交付の対象となる設備の範囲
交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。
基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る費用は、原則として、補助対象となる設備の範囲に含まない。ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

a 廃棄物高効率熱回収事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 燃焼設備・焼却残さ溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ) 燃焼ガス冷却設備
- エ) 発電設備
- オ) 熱供給設備
- カ) 排ガス処理設備
- キ) 通風設備
- ク) 灰出し設備
- ケ) 排水処理設備
- コ) 不燃物処理・資源化設備
- サ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ) 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

b 廃棄物燃料製造事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 脱水・乾燥設備
- ウ) 焼結設備
- エ) 熔融設備
- オ) 破碎設備
- カ) 選別・分級設備
- キ) 圧縮設備
- ク) 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ) メタンガス貯留設備
- コ) 残さ物等処理設備
- サ) 油化設備
- シ) 排ガス処理設備
- ス) 固形化設備
- セ) 搬出設備
- ソ) 排水処理設備
- タ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- チ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

c 廃棄物バイオガス熱回収事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 前処理設備
- ウ) 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- エ) バイオガス貯留設備
- オ) 発電設備
- カ) 残さ物等処理設備
- キ) 排水処理設備
- ク) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ケ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

※ 上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。

③ 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業（実施要領第2（iii）に定める事業）

廃棄物処理施設において、省エネ設備等の導入により、施設全体の年間電力量の削減率が5%以上となる省エネ化を図る事業であり、下記の1）、2）、3）、4）の全てを満たすものを対象とする。

（省エネ設備とは従来の設備と比較して、電力や燃料等の消費量が改善された設備であり、設備等の等とはFEMS（工場エネルギー管理システム）など省エネ化を図るシステムなどを含む。）

ただし、電気、重油等を合わせて削減する場合や重油のみの場合は、原油換算で同等以上であること。

※ エネルギー換算係数は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）」参照

- 1) 廃棄物処理施設に必要な設備等であること。ただし、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。
- 2) 設備の更新、改修、改造であること。ただし、それに伴う建築・土木に係る改造等は補助対象事業に含まない。
- 3) 設備の更新等に必要な変更届（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の規定）等の許可等が取得できること。
- 4) 導入する設備は予備機等でないこと。

④ 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業（実施要領第2（iv）に定める事業）

廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業のうち、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量3.5トン超の自動車であって、次の1）又は2）のいずれかに該当するものを対象とする（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）。

- 1) 次のすべてに該当するもの
 - ア) 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること。
 - イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること。
 - ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

2) 次のすべてに該当するもの

- ア) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ) 平成21年排出ガス基準に適合すること。

3 補助金の交付を申請できる者（補助事業者）

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者であって、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

4 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返納させる場合がある。

交付規程様式等

- 様式第1 交付申請書（第5条関係）
 - 別紙1 実施計画書
 - 別紙2 経費内訳
 - 別紙3 歳入歳出予算書
- 様式第2 変更交付申請書（第6条関係）
- 様式第3 交付決定通知書（第7条関係）
- 様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）
- 様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）
- 様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
- 様式第7 遅延報告書（第8条関係）
- 様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）
- 様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）
- 様式第11 完了実績報告書（第11条関係）
 - 別紙1 実施報告書
 - 別紙2 経費所要額精算調書
 - 別紙3 歳入歳出決算書
- 様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）
- 様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）
- 様式第14 精算（概算）払請求書（第13条関係）
- 様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）
- 様式第16 事業報告書（第16条関係）
- 様式第16の2 事業報告書（第16条関係）
- 様式第17 交付申請書兼完了実績報告書（第5条関係）
 - 別紙1 実施計画書
 - 別紙2 経費内訳
- 様式第18 交付決定通知書兼交付額確定通知書（第7条関係）
- 様式第19 補助対象車両に係る財産処分（抵当権の設定）承認申請書（第5条関係）
- 様式第19の2 補助対象車両の抵当権設定の内容（第5条関係）

様式第1 (第5条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 平成 年 月 日
- 6 その他参考資料

注1 「補助事業の名称」欄は、下記のいずれかの事業名を記載すること。

① 事業計画策定支援事業

②-1 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置を行う事業

②-2 廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等）の設備設置を行う事業

②-3 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業

③ 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業

2 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

3 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。

4 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

様式第1【別紙1の1】

① 事業計画策定支援事業実施計画書

事業名	事業計画策定支援事業（廃棄高効率熱回収／廃棄物燃料製造/廃棄物バイオガス熱回収） （※選択内容を○で囲む）		
事業実施者 （組織名）			
事業実施の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者 （組織名）			
共同事業の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
総事業費	（千円）		
補助金所要額	（千円）		
＜事業計画＞			
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入する。			
【事業の概要】 ※事業の計画について記入する。また、実施しようとしている廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物バイオガス熱回収事業における事業計画策定のための具体的な規模や方式及び熱・電力、燃料等の利用などについての調査や検討事項等について記入する。 ※循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であることの説明を含めること。 ※施設の新設、増設又は改造が分かるように記入する。			
【事業目的】 ※既存の状況を踏まえてなるべく具体的に、必要性を含めて、可能な限り数値等を用いて示すこと。			
【事業計画・スケジュール】 ※事業計画が策定されるまでの計画を記入する。			

<p><事業の確実性及び合理性></p> <p>※事業実施の計画が確実かつ合理的であることについて記入する。 製造した燃料においては具体的な利用先、利用方法、及び使用量について記入する。 電気若しくは熱においては合理的な利用先の検討（地域への供給の場合はその効果等を含む）について記入する。</p>
<p><事業の安全性></p> <p>※廃棄物の処理施設の安全かつ安定的な稼働が確保されることについて記入する。</p>
<p><事業の波及効果・先進性></p> <p>※当該事業の波及効果及び先進性について記入する。</p> <p><波及性> 経済性、維持管理など従来機器に比べ優れているなど他の事業者の取組の参考となることや他の事業者や関係者との連携につながるなどについて記入する。</p> <p><先進性> 従来の技術・取組と比べてCO₂の削減効果が高い、または機能向上が図られている、あるいは廃棄物・リサイクルに係る課題の解決に寄与することなどについて記入する。</p>
<p><事業の効果・事業の意義></p> <p>【CO₂の削減効果】</p> <p>(1) CO₂削減量 (t-CO₂/年) CO₂削減効果算出根拠に基づき算出する。</p> <p>CO₂削減効果の算定根拠 (注1) 二酸化炭素排出抑制効果の記載に当たっては、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 算定根拠（引用した数字の出展、計算式を含む）を明記すること。 ② 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「補助事業者向けハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO₂削減量を記載すること。（同ファイルを添付すること。） ガイドブック等は下記よりダウンロード可能。 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html ③ ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること（「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。）。 ・エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。 ・廃棄物高効率熱回収はガイドブック中の「B.再生可能エネルギー発電用」を用い、廃棄物燃料製造は「G.省エネ設備用」を用いて計算する。また、省エネ設備用ファイルを使用する場合は削減されるエネルギー種別とその量の根拠を設定根拠に記入する。 ④ 各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。 ⑤ 施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設備に対するCO₂削減量も算出すること。 <p>(2) CO₂削減コスト CO₂削減コスト (円/t-CO₂) CO₂削減量1トン削減するために必要なコスト (円/t-CO₂) を算出する。</p> <p>(注2) CO₂削減コストは以下の式に基づき算出すること。 $\text{CO}_2 \text{削減コスト (円/t-CO}_2\text{)} = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額 (円)}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 (t-CO}_2\text{/年)} \times \text{当該事業で導入する施設の耐用年数 (年: 7年)}}$</p>

<p><事業の実施体制></p> <p>※補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の履行の管理や経理等の体制を含め記入する。 (別紙添付でも可)。 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にする。</p>
<p><今後の計画></p> <p>※本事業で計画する施設の稼働予定までのスケジュールを記入する。</p>
<p><関連する事業についての他の助成制度の申請について></p> <p>※他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入する。</p>
<p><資金計画></p> <p>※施設の建設に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。</p>
<p><事業実施に関連する事項></p> <p>【他の補助金との関係】 ※他の国の補助金等への応募状況等を記入する。</p>
<p><添付資料></p>

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

様式第1【別紙1の2】

② 廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物バイオガス熱回収事業
実施計画書

※事業の実施計画を策定する際は、計画している熱回収率、廃棄物の種類・処理量、電力・熱・燃料の
供給予定及び事業の効果等の根拠を明確にし、実現性の高い計画を策定すること。

なお、交付の決定がなされた後でも、交付要綱、実施要領、交付規程及び本計画書の内容（熱回収率、
事業の効果等を含む）に違反した場合には、交付規程第十四条に基づき交付の決定を解除し、返金を求
める可能性があります。

事業の名称	廃棄物高効率熱回収事業 廃棄物燃料製造事業 廃棄物バイオガス熱回収事業 （選択事業以外は削除してください。）	
事業実施の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	

共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の主たる実施場所	名称 所在地	
事業の概要	<p>*循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であることの説明を含めること。</p> <p>*施設の新設、増設又は改造が分かるように記入する。</p>	
事業の目的		
事業の方法、内容	<p>1. 廃棄物高効率熱回収事業の場合</p> <p>(1) 発電方式</p> <p>(2) 熱供給方式</p> <p>(3) 発電出力(定格最大)</p> <p>(4) 熱供給量(時間あたり及び年間)</p> <p>(5) 年間発電量</p> <p>(6) 熱回収率</p> <p>(7) 廃棄物の種類・処理計画量</p> <p>(8) その他</p> <p>2. 廃棄物燃料製造事業の場合</p> <p>(1) 燃料の種類</p>	

	<p>(2) 燃料利用用途・年間利用量</p> <p>(3) 燃料製造方式</p> <p>(4) エネルギー回収率</p> <p>(5) 発熱量</p> <p>① 固形化、液化、RPFの場合、単位はMJ/kg</p> <p>② ガス化の場合、単位はMJ/Nm³</p> <p>(6) 時間あたり設備能力量</p> <p>(7) 年間燃料製造量</p> <p>(8) 廃棄物の種類・処理計画量</p> <p>(9) その他</p> <p>3. 廃棄物バイオガス熱回収事業の場合</p> <p>(1) ガス発生量</p> <p>(2) 発熱量</p> <p>(3) 発電出力(定格最大)</p> <p>(4) 年間発電量</p> <p>(5) 熱回収率</p> <p>(6) 廃棄物の種類・処理計画量</p> <p>(7) その他</p> <p>※該当する事業のみ記載し、他事業は削除してください。</p>
実施時期	
廃棄物の入手元及びその調整状況	

電力・熱・燃料の活用方法及びその調整状況	
設備の荷重平均耐用年数（注2）	
事業の効果	（二酸化炭素排出抑制効果（注3）） （事業の費用対効果（円/ t-CO2）（注4））
廃棄物の処理及び清掃に関する法律における設置許可	* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取得状況について記入する。
施設の安全性	(1) 処理施設の安全性に関する周辺住民への説明及び開示について記入する。 (2) 稼働後の施設の安全性に関する点検方法及び開示方法について記入する。 （交付規程に規定する財産処分を制限する期間中毎年度実施）
施設の管理・運営体制	* 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていることについて記入する。
事業の波及効果・先進性	* 事業の波及効果及び先進性について記入する。 <波及性> 経済性、維持管理など従来機器に比べ優れているなど他の事業者の取組の参考となることや他の事業者や関係者との連携につながるなどについて記入する。 <先進性> 従来の技術・取組と比べてCO2の削減効果が高い、または機能向上が図られている、あるいは廃棄物・リサイクルに係る課題の解決に寄与することなどについて記入する。
電子情報処理への対応	1. 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に対応していることを記入する。
施設の稼働における産業廃棄物の処理	* 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、優良産廃処理業者の認定を受けた者によって処理することについて記入する。

- ⑫定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書及び代表者の住民票の写し）
- ⑬事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）
- ⑭廃棄物高効率熱回収事業においては、稼働開始後 5 年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を受ける旨の誓約書
- ⑮事業の実施主体は、処理施設の稼働から 6 年以内に優良産廃処理業者の認定を受ける旨の誓約書
- ⑯事業実施スケジュール（交付決定から製作、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュール）

（注 2）荷重平均耐用年数については、「「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」の一部改正について」（平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017004 号、廃棄物対策課長通知）に準じて、それぞれの設備の見積もりに基づき算出すること。

（注 3）二酸化炭素排出抑制効果の記載に当たっては、以下の点に留意すること。

- ①算定根拠（引用した数字の出展、計算式を含む）を明記すること。必要に応じて、注 1 ⑥で定める資料を添付すること。
- ②二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（平成 29 年 2 月環境省地球環境局）（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「補助事業者向けハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間の CO₂ 削減量を記載すること。ガイドブック等は下記よりダウンロード可能。
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html
- ③ガイドブックによる CO₂ 削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。
 - ・ エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による直接導入量」に基づく CO₂ 削減量を算定すること（「事業による波及導入量」に基づく CO₂ 削減量の算定は不要。）。
 - ・ エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。
 - ・ 廃棄物高効率熱回収はガイドブック中の「B. 再生可能エネルギー発電用」を用い、廃棄物燃料製造は「G. 省エネ設備用」を用いて計算する。また、省エネ設備用ファイルを使用する場合は削減されるエネルギー種別とその量の根拠を設定根拠に記入してください。
- ④各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。
- ⑤施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設定に対する CO₂ 削減量も算出すること。

（注 4）費用対効果は以下の式に基づき算出すること。

$$\text{CO}_2 \text{ 削減コスト (円/t-CO}_2\text{)} = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額 (円)}}{\text{(エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 (t-CO}_2\text{/年) × 当該事業で導入する施設の荷重平均耐用年数 (年))}$$

様式第1【別紙1の3】

③ 廃棄物施設の省エネ化を図る事業実施計画書

事業の名称	廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業	
事業実施の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地	

	役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の主たる 実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、内容		
実施時期		
電力量の削減率		
事業の効果	(二酸化炭素排出抑制効果 t-CO2/年 (注1)) (事業の費用対効果 (円/ t-CO2) (注2))	

の算定は不要。)

- ・ エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。
- ④ 各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。
- ⑤ 施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設定に対するCO2削減量も算出すること。

(注2) 費用対効果は以下の式に基づき算出すること。

$$\text{CO2削減コスト (円/t-CO2)} = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額 (円)}}{\text{(エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 (t-CO2/年) × 7 : 当該事業で導入する設備の加重平均耐用年数 (年))}}$$

様式第1【別紙2の1】

① 事業計画策定支援事業に要する経費内訳

(廃棄物高効率熱回収/廃棄物燃料製造/廃棄物バイオガス熱回収施設 (※いずれかに○) 事業に係る事業計画の策定を行う事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 2/3 (千円未 満切り捨て)
	— 円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金額	積算内訳	
合計		円		

注1 本内訳に、詳細な積算の内訳を記載した見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税は原則として含めません。

様式第1【別紙2の2】

- ② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設、廃棄物由来燃料製造施設の設置事業及び廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業に要する経費内訳

所要 経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 ((1)-(2))	(4)補助対象経費支出予定 額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/3 (千円未満切り捨て)	
	— 円	円	円	円	
	(9)高効率化に伴う増嵩費用(千円未満切り捨て)		(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して少ないほうの額 (千円未満切り捨て)		
	円		円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額(円)	積算内訳			
合計					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	購入予定時期

- (注) ① 経費区分・費目欄は、別表第2により記載すること。
 ② 所要経費の欄の(9)高効率化に伴う増嵩費用については、補助対象経費支出予定額内訳の欄の

- 積算内訳において、該当する費用が分かるよう明示し、その費用の合計額を記載すること。また、高効率化にかかる整備内容の詳細及びその費用の算出根拠資料を添付すること。
- ③ 事業が複数年度にわたる場合は、年度別の補助対象経費支出予定額が分かる表を作成し、参考として添付すること。
 - ④ 補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。
 - ⑤ 継続事業として申請する場合、前年度までの完了分の金額については実績額を用いること。
 - ⑥ 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

様式第1【別紙2の3】

③ 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業に要する経費内訳

所要 経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定 額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)	
	— 円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳			
合計					
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（平成30年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号 交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環廃産発第1604017号、環廃企発第1604017号）、低炭素型廃棄物処理支援事業 実施要領（平成28年4月1日付け環廃産発第1604018号、環廃企発第1604018号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（平成30年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号 変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円	
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円	
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円	
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環廃産発第1604017号、環廃企発第1604017号）、低炭素型廃棄物処理支援事業 実施要領（平成28年4月1日付け環廃産発第1604018号、環廃企発第1604018号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 中止(廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止(廃止)を必要とする理由
- 3 中止(廃止)の予定年月日
- 4 中止(廃止)までに実施した事業内容
- 5 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止(廃止)後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)

取得財産等管理台帳

(平成30年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第11 (第11条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 完了実績報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)を完了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(平成 年 月 日付け廃3R研第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 6 添付資料
(1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真(工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料(領収書等含む。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第 1 1 【別紙 1 の 1】

① 事業計画策定支援事業実施報告書

事業名	事業計画策定支援事業（廃棄高効率熱回収／廃棄物燃料製造／廃棄物バイオガス熱回収事業） （※選択事業を○で囲む）		
事業実施者 （組織名）			
事業実施の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者 （組織名）			
共同事業の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
総事業費	（千円）		
補助金所要額	（千円）		
＜実施した事業の内容＞			
<p>○記入上の注意 各欄の項目について検討した結果を、簡潔に分かりやすく記入する。 また、必要に応じて報告書の参照ページを記入する。</p> <p>※実施した事業の概要及び結果等を記入する。（公募要領の補助対象事業の要件 3）、4）についての検討結果及び廃棄物受入計画など将来的な安定稼働等についても記入する。）</p>			
＜事業性評価＞			
※投資回収年数や光熱水費の削減効果及び事業性の確保（耐用年数の期間）などの評価について記入する。			
＜基本設計調査＞			
※事業終了後に導入する可能性のある設備の基本仕様（物質・処理フロー、エネルギー収支等を含む）及び事業に必要な事項を記入する。（必要に応じて図面などを添付する。）。			

<p><事業工程></p> <p>※資金調達計画及び事業化までのスケジュールなどについて記入する。</p>
<p><事業の効果・有望性></p> <p>当該事業の効果・有望性について簡潔に記入する。</p>
<p><事業の安全性></p> <p>施設の安全性について記入する。</p>
<p><事業による効果></p> <p>※事業化により見込まれるCO₂削減効果を、本事業の実施により策定した事業計画書の内容に沿って記入する。記入に当たっては、以下の各項目に示した説明に従い記入する。</p> <p>【CO₂の削減効果】 CO₂削減量 (t-CO₂/年) CO₂削減効果算出根拠に基づき算出する。</p> <p>【CO₂削減効果の算定根拠】 (注1) 二酸化炭素排出抑制効果の記入に当たっては、以下の点に留意すること。 ① 算定根拠 (引用した数字の出展、計算式を含む) を明記すること。 ② 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (平成29年2月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「補助事業者向けハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO₂削減量を記入すること。 ガイドブック等は下記よりダウンロード可能。 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html ③ ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 ・エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること(「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要)。 ・エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入すること。 ④ 各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。 ⑤ 施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設備に対するCO₂削減量も算出すること。</p> <p>【CO₂削減コスト】 CO₂削減コスト (円/t-CO₂) ※CO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト (円/t-CO₂) を算出してください。</p> <p>(注2) CO₂削減コストは以下の式に基づき算出すること。 $\text{CO}_2 \text{削減コスト (円/t-CO}_2\text{)} = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額 (円)}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 (t-CO}_2\text{/年)} \times \text{当該事業で導入する施設の加重平均耐用年数 (年: 7年)}}$</p> <p>(注3) 加重平均耐用年数については、「「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」の一部改正について」(平成20年10月17日付け環境対発第081017004号、廃棄物対策課長通知)に準じて、それぞれの設備の見積に基づき算出すること。</p>

【CO₂削減量の把握方法】

※事業化後のCO₂削減量を把握するための方法を記入する。

〈添付資料〉

- ・事業計画書（成果物）
- ・交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類も添付する。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

様式第 11【別紙 1 の 2】

② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設、廃棄物由来燃料製造施設の設置事業及び廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業実施報告書

事業の名称		
事業実施の代表者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の担当者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
共同事業者の代表者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
共同事業者の担当者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の主たる実施場所	名 称 所在地	
事業の概要	<p>(記入上の注意)</p> <p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付申請書の別紙 1 における記入内容について、事業実施後の内容で記入する。</p> <p>特に、変更がある場合は、変更前と変更後が分かるように記入する。</p>	

事業の方法、内容	
実施時期	
廃棄物の入手元	
電力・熱・燃料の活用方法	
事業の効果 二酸化炭素排出抑制効果、事業の費用対効果	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律における設置許可	
施設の安全性	
施設稼働時の産業廃棄物の処理業者名	※優良産廃業者認定制度について〇〇県から〇〇年〇月認定の旨を記入する。
事業の実施体制	
資金調達	
補助対象事業の発注先	
施設等の保守計画	

事業実施スケジュール	
------------	--

注 以下のものを添付すること。

- ① 事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など）の算定根拠資料*
- ② ①を除き、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類

* 二酸化炭素排出抑制効果の算定根拠資料については、年間のCO2削減量を算定したエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）を添付すること。また、このエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的なデータの根拠、引用元の資料を添付すること。

様式第 1 1 【別紙 1 の 3】

③ 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業実施報告書

事業の名称		
事業実施の代表者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の担当者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
共同事業者の代表者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
共同事業者の担当者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の主たる実施場所	名 称 所在地	
事業の概要	<p>(記入上の注意)</p> <p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付申請書の別紙 1 における記入内容について、事業実施後の内容で記入する。 特に、変更がある場合は、変更前と変更後が分かるように記入する。</p>	

事業の方法、内容	
電力削減率	
事業の効果 二酸化炭素排出抑制効果、事業の費用対効果	
事業の実施体制	
資金調達	

注 以下のものを添付すること。

- ① 事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など）の算定根拠資料*
 - ② ①を除き、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類
- * 二酸化炭素排出抑制効果の算定根拠資料については、年間のCO2削減量を算定したエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）を添付すること。また、このエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的なデータの根拠、引用元の資料を添付すること。

様式第 1 1 【別紙 2 の 1】

① 事業計画策定支援事業に要する経費所要額/精算調書

(廃棄物高効率熱回収/廃棄物燃料製造/廃棄物バイオガス熱回収 (※いずれかに○) 事業に係る事業計画の策定を行う事業)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	— 円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 2 / 3 (千円未満切り捨て)	(9) 補助金交付決 定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合計	円	

注 1 本内訳に、詳細な積算の内訳を記入した見積書又は計算書等を添付する。

注 2 消費税は原則として含めません。

様式第 1 1 【別紙 2 の 2】

- ② 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設、廃棄物由来燃料製造施設の設置事業及び廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業に要する経費所要額/精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2))	(4) 補助対象経費実支出額
円	円	円	円
(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)
— 円	円	円	円
(9) 高効率化に伴う増嵩費用(千円未満切り捨て)	(10) 改補助金所要額 (8) と (9) を比較して少ない方の額 (千円未満切り捨て)	(11) 補助金交付決定額	(12) 過不足額((11) - (10))
円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計					
購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第11【別紙2の3】

③ 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業に要する経費所要額/精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実支出額
円	円	円	円
(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3 (千円未満切り捨て)
— 円	円	円	円
(9) 補助金交付決定額		(10) 過不足額((9) - (8))	
円		円	

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計					
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額(円)	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第12 (第11条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の平成 年度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(平成 年 月 日付け廃3R研第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況

* 交付規程第8条第五号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。
- 4 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業） 交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（平成30年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14 (第13条関係)

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の精算払(概算払)を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第15（第15条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型廃棄物処理支援事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の概要
- (3) 翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

様式第16 (第16条関係)

平成 年 月 日
番 号

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について
 - (1) 平成 年度二酸化炭素排出削減量(実績)
 - (2) 平成 年度燃料利用量(実績)
 - (3) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量・燃料利用量に達しなかった場合の原因

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 (2)は、廃棄物燃料製造事業の場合に限る。

様式第16の2（第16条関係）

平成 年 月 日
番 号

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 F/S 又は事業計画の策定を行った事業案の事業化 済 / 未
- 3 済の場合：（1）平成 年度二酸化炭素排出削減量（実績）
（2）計画と異なる点
未の場合：（1）事業化未完の理由
（2）事業化に向けた今後の見通し

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団
理 事 長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印
(貸渡し先 (リースの場合))

平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付申請書兼完了実績報告書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙 1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙 2 経費内訳のとおり
- 5 その他参考資料

様式第17【別紙1】

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業実施計画書

事業の名称	廃棄物収集運搬車の低燃費化事業	
事業実施の代表者 (事業の実質の責任者)	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の担当者 (問い合わせに対応できる実施計画書作成者)	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	

使用者 へ貸渡し 先	代表者	会社名等 所属地 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
	担当者	会社名等 所属地 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
	廃棄物収集 運搬に係る 許可番号	一般廃棄物 産業廃棄物	
	補助対象車 両の使用本 拠地の位置	住所	

事業の目的・概要	(先進環境対応型車両を選定した理由等を記入する。)			
補助対象車両（廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック）	登録年月日	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	登録番号	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	車台番号	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	車名（メーカー）・型式	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	架装業者	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	車体の形状	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	用途（自動車検査証の用途）	複数台を申請する場合は、別紙に記載する。		
	所有者の氏名又は名称			
	所有者の住所			
	使用の本拠の位置			
	区分 ^{注1}	(大型)	(中型)	(小型)
	台数	台	台	台
	抵当権の有無	抵当権有の場合で、複数台を申請する場合は、様式第19を用いて車両毎に記載する。		
補助対象車両の使用計画	補助対象車両の具体的な用途	複数台の場合は、別紙に記載する。		
	年度間走行距離 (km) (別紙に、車両毎の年度間走行距離見込 (km) の内訳 (発着場所を含む) を添付すること。)	(km)		
事業の効果 【CO ₂ 削減量及び費用対効果 (CO ₂ を1トン削減するために必要な経費)】	【CO ₂ 削減量】 ^{注2} (t-CO ₂ /年)			
	【費用対効果】 ^{注3} (円/t-CO ₂)			
事業実施に関連する事項	*他の補助金との関係を記入する。			

注1：大型とはベース車両の車両総重量が12トン超のもの、中型とはベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のもの、小型とはベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

注2：CO₂排出削減量を求める計算式

年間の一台中たりのCO₂排出削減量 (t-CO₂/年) =

$$\frac{A_1 \times B}{C \times 1,000} - \frac{A_2 \times B}{D \times 1,000}$$

A₁ : 先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途車両の走行距離 (km/年)

A₂ : 先進環境対応型補助対象車両の走行距離 (km/年)

B : 排出係数 (2.619kg-CO₂/ℓ)

C : 先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途車両の燃費 (km/ℓ)

D : 先進環境対応型補助対象車両の燃費 (km/ℓ)

・実施計画書の「事業の効果」欄に記載する年間の総【CO₂削減量】(t-CO₂/年)は、補助対象車両のCO₂排出削減量の合計を記載する。

注3：費用対効果を求める計算式

CO₂削減コスト[円/t-CO₂] = 補助対象経費支出予定額[円]*¹ ÷ (年間の総CO₂排出削減量[t-CO₂/年]*² × 耐用年数[年])*³

3

*1 補助対象経費支出予定額は、様式第17別紙2の経費内訳の④欄の額をいう。

*2 注2で算出した年間の総CO₂排出削減量をいう。

*3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月30日大蔵省令第15号)別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用根数表」の種類欄「車両及び運搬具」の「特殊自動車」の「タンク車、じん芥車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他の特殊車体を架装したもの」の4年とする。

・実施計画書の「事業の効果」欄に記載する年間の【費用対効果】(円/t-CO₂)は、補助対象車両の費用対効果の合計を記載して下さい。

様式第17【別紙2】

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業経費内訳

① 総事業費	② 寄付金その他の収入	③ 差引額 (①-②)
④ 補助対象経費支出予定額 (先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両の価格との差額) (下記アからイを差し引いた金額)		
ア. 先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格 (補助対象車両)		
イ. 先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両の価格		
⑤ 基準額		
⑥ 選定額 (④と⑤の少ない方の金額)		
⑦ 補助基本額 (③と⑥の少ない方の金額を記載)		
⑧ 補助金所要額 (⑦×1/3) (千円未満切り捨て)		

補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額(円)		積算内訳	
合計					
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	購入時期

・消費税は除く。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者
(貸渡し先(リースの場合))

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請兼完了実績報告のあった平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程(平成30年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書兼完了実績報告書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の交付決定額及び確定額は次のとおりである。

補助基本額 金	円
交付決定額 金	円
確定額 金	円
- 3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環廃産発第1604017号、環廃企発第1604017号)、低炭素型廃棄物処理支援事業 実施要領(平成28年4月1日付け環廃産発第1604018号、環廃企発第1604018号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第19

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

住 所
法 人 名
代 表 名
(貸渡し先(リースの場合))



平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得する
補助対象車両に係る財産処分(抵当権の設定)について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程」第5条第2項並びに第8条第十四号に基づき、様式第19の2の処分について承認を求めます

様式第19の2

1 処分の種類：抵当権の設定

2 処分の概要

間接補助事業者			所在地		
			申請者がリース事業者の場合は、貸渡し先の事業者名と所在地を記載する。		
車名及び型式			登録番号及び車台番号		
複数の場合は別紙でも可			複数の場合は別紙でも可		
補助年度	補助金申請額	総事業費(補助対象経費)	処分制限期間(法定耐用年数)(A)	経過年数(B)	残存年数(A)-(B)
平成29年度	円	円	4年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由				処分(抵当権の設定)予定年月日	
<p>※該当するものに○を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助財産を取得する資金の確保のため。 補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権設定を行わなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。 					